

スプリット法で探る虚偽報告

法政大学社会学部助教授
山 田 一 成

1. 「存在しない法律」への賛否

1947年、アメリカではメタリック・メタル法への賛否を尋ねる世論調査が実施され、対象者の7割がこの法律の存続について何らかの意見を表明した。ところが、この法律は現実には存在しない架空のものであり、本来ならば全員がDKやNAといった回答をするはずであった。いったい何が起こったのか。

まず思い浮かぶのは「回答者がウソをついた」という仮説である。一般に、公的な事柄を「知っている」のは望ましいことであり、「知らない」のは恥ずかしいことだと思われやすい。そう考えれば、こうした結果も納得できる（注1）。

『世論調査辞典』を著したヤングは、こうした「ウソ」を虚偽報告（misreporting）と呼び、このエピソードが「考えたことのない事柄に直面すると、多くの人々は、場当たり的に意見を作り上げる」という主張のために引用されてきたと述べている（Young, 1992, p. 120）。

言うまでもなく、世論調査はいくつかの仮定のもとに成り立っている。「回答者はウソをつかない」というのもそうした仮定のひとつだが、この仮定はどの程度妥当なものなのか。メタリック・メタル法のエピソードは、こうした仮定の妥当性を揺るがすものであった。

もっとも、このエピソード、有名なわりには調査概要に不明な点もあり、信用に値するかどうか疑問だという声もあったようである。そのためもあってか、その後、こうした虚偽報告について更に厳密な研究が行われることとなった。例えば、ミシガン大学のシューマンらは、1978年に「農業通商法1978」という専門家しか知らない法律を取り上げ、電話調査を実施している。しかし、その結果明らかになったのは、意見を表明する者が3分の1にも及ぶことや、こうした回答は濾過質問を使えば低下するが、それでも10%程度は残ってしまうという事実であった（Schuman&Presser, 1980）。

2. なぜ「ウソ」をつくのか

ただし、以上の結果は、意見表明が大きな意味を持つアメリカでの話であり、日本にそのまま当てはまるとは限らない。また、日本について議論しようとしても、意外なほど、調査に基づいた研究は見あたらない。そこで、本研究ではシューマンらの研究にならい、一般にはあまり知られていないと考えられる「国会で審議中の法案」を取り上げ、虚偽報告に関する調査研究を行うことにした（注2）。

分析に先立ち、虚偽報告の意味を整理しておきたい。まず、完全な虚偽報告として、「でたらめ」な回答を挙げることができる。全質問で先頭の選択肢を選んだり、リッカート型の項目にジグザグに回答するといった類のものである。ただし、このようなケースは検票の段階でチェックできことが多い。

次に、虚偽と言うより「誤認」と呼ぶべきケースも想定可能である。特に、質問文のなかにシンボリックな言葉があると、既知の項目と誤認して意見表明がなされることがある。これらに対し、最も典型的なケースと言えるのが、「自我防衛」としての虚偽報告である。「無知は恥」といった自我防衛的な心理から、知らない法案にも意見を表明するケースである。

言うまでもなく、本研究で注目すべき虚偽報告はである。しかし、「当該の法案は専門家しか知らない」という仮定だけで、「知っている」という回答を虚偽報告だと断定するわけにはいかない。回答者のなかには、政党の新聞や機関誌などを良く読んでいたり、国会や法律に関心を持って関連ホームページにアクセスしたりしている人がいないとは言い切れない。では、どうしたらよいのか。

3. 「ウソつき」を捉える

このような問題を回避するために、本研究ではスプリット・バロット・テクニック（以下、スプリット法）を用い、2群間の差を問題にすることにした。スプリット法とは、サンプル全体をランダムにいくつかの群に分け、それぞれに異なる質問をし、ワーディングや質問形式の違いによって群間にどのような差が見られるかを調べる方法である。

本研究では、A、B、2種類の調査票を用意し、A票では、図1のように、まず「知っているかどうか」を答えてもらい、そのうちに「賛否」を問うという濾過型の下位質問形式を採用した。これに対しB票では、図2のように直接「賛否」を問う形式を採用した。

図1 A票の質問形式

問 現在、国会で審議されている法案の中に、以下のア～エのようなものがあります。

- (a) それについて、内容を知っているかどうか、お答え下さい。（は1つずつ）
 (b) また、(a)で「知っている」と答えた法案について、賛成か反対かをお答え下さい。（は1つずつ）

		(a)		(b)		
		ら内 容 な い を 知	つ内 容 て い を る 知	賛 成	反 対	わ か ら な い
ア)	少子化社会対策基本法案	1	2	1	2	3
イ)	年金資金運用基金法案	1	2	1	2	3
ウ)	行政評価基本法案	1	2	1	2	3
エ)	消費者契約法案	1	2	1	2	3

ここで重要なのは、A票では「知らない」という選択肢が用意されていることにより自我防衛の必要性が低下し、虚偽報告が減ると考えられる点である。従って、もしも2群が等質であるなら、2種類の調査票間の意見表明者率の差は、虚偽報告者の存在によるものであると考えることができる（注3）。

図2 B票の質問形式

問 現在、国会で審議されている法案の中に、以下のア～エのようなものがあります。
あなたは、それについて、賛成ですか、それとも反対ですか。（は1つずつ）

	賛成	反対	わからない
ア) 少子化社会対策基本法案	1	2	3
イ) 年金資金運用基金法案	1	2	3
ウ) 行政評価基本法案	1	2	3
エ) 消費者契約法案	1	2	3

今回の調査では、各地点ごとのサンプル数が偶数となるように設計し（60地点×20票=1,200票）、各地点ごとに、サンプル番号が奇数の対象者にはA票、偶数の対象者にはB票を割り当てた。なお、回収された722票のうち、A票は354票（A群）、B票は368票（B群）であった。また、性別、年代、既未婚、ライフステージ、学歴、職業、世帯年収といった要因について、A B両群の間に差は認められなかったため、「両群は基本的属性に関し等質である」と仮定した。

なお、法案としては、名称から内容が推測しにくく、報道量が少ないものの中から、「行政評価基本法案」を選択した。ただし、この法案を単独で質問するのは不自然であつたため、他に、少子化社会対策基本法案、年金資金運用基金法案、消費者契約法案の3法案を併置して質問することにした（注4）。

4. 虚偽報告は15%前後

調査結果は表1の通りである。まず、行政評価基本法案についてみると、「知っているかどうか」をたずねたA票では意見表明者が6.8%。これに対し、直接賛否を尋ねたB票では21.2%の人々が意見を表明していた。上述の考え方従えば、2つの値の差である14.4ポイントが虚偽報告者の割合だということになる。

また、こうした傾向は、他の三つの法案についてもまったく同様であった。少子化社会対策基本法案と年金資金運用基金法案については、どちらもA票よりB票で意見表明者率が高くなっているし、消費者契約法案は行政評価基本法案と非常に似た傾向を示している。

このように、調査対象者に広く知られていない事柄について尋ねる場合、「知っているかどうか」を聞いてからでないと、無視できない割合の虚偽報告が行われてしまうようである（今回は結果の速報に留まらざるを得ないが、既に教育水準や職業の違いを統制した分析を実施中であり、こうした結果については順次公表していきたいと考えている）。

表1 質問形式が賛否表明者率に及ぼす効果

法案名	知らない	知っている			賛表明者否率	N	
		わからぬ	賛成	反対			
少子化社会対策基本法案	A票	64.7	10.7	20.3	4.2	24.6	354
	B票	-	56.8	33.2	10.1	43.2	368
年金資金運用基金法案	A票	68.4	11.3	9.9	10.5	20.3	354
	B票	-	63.9	24.7	11.4	36.1	368
行政評価基本法案	A票	88.4	4.8	5.1	1.7	6.8	354
	B票	-	78.8	16.0	5.2	21.2	368
消費者契約法案	A票	83.3	4.5	10.7	1.4	12.1	354
	B票	-	75.5	19.0	5.4	24.5	368

注：数字は行%。なお、B票では直接「賛否」を尋ねており、「知っているかどうか」は尋ねていない。

5. 「ウソ」を前提にした調査を

もちろん、このような結果が得られたからといって、多くの世論調査に失格の烙印が押されるわけではない。というのは、今回の研究のように「人々によく知られていない事柄」について世論調査がなされるのは一般的ではないし、仮にあったとしても、そのようなケースでは必ず事柄の内容を要約紹介した説明が付加されるか、または、A票のように、まず「知っているかどうか」についての質問がなされ、知っている人々を対象に賛否が問われると考えられるからである（そのような意味では、上述の調査結果は、研究のために人工的に設定された「最悪」のケースだということになる）。

ただし、こうした処置によって、虚偽報告が完全になくなるとは限らない。「人々がウソをつかない」というのはあくまで仮定であり、それが仮定であることが忘れられたとき、「ウソ」は堂々と単純集計のなかに紛れ込むからである。そのような意味では、仮定すべきなのは「人々がウソをつかない」ということではなく、むしろ「ウソをつく」ということである。多くの世論調査で回答形式の検討が行われているのも、回答者のウソが前提にされていればこそだろう。

世論調査に関わる者は、「回答者がウソをつく」という前提に立ったうえで、調査結果をどれだけ「意味あるもの」にしていけるかを考えなければならないだろう。

（注1）もちろん「誤認」の可能性もある。

（注2）存在しない法律について意見を尋ねることには倫理的な問題があるため、シューマンらにならい、実在する法案を取り上げた。調査概要は以下のとおり。

調査時期：2000年3月1日～3月27日、

標本数：1,200サンプル、

有効回収数（率）：722票（60.2%）、

調査地区：東京都、

母集団：東京都在住の20歳以上の男女個人、

調査方法：層化2段無作為抽出法、60地点、

訪問留置調査

なお、本研究は、平成11年度・科学研究費補助金（課題番号11610141）の助成を受けて実施された。

（注3）知っているのに「知らない」と回答する者はいないと仮定しての話である。なお、サンプルには専門家や当該の法案を知っている人が含まれている可能性もある。しかし、2群が等質であれば、その割合は両群とも等しいはずである。従って、両群の意見表明者率の差は、質問形式によって増減する虚偽報告者の割合であると考えられる。

（注4）少子化社会対策基本法案とは、中学生までの医療負担率の軽減、雇用制度の改善、保育サービスの拡充などを目的としたもの。年金資金運用基金法案とは、年金資金の管理運用によって、厚生年金保険や国民年金の運営を安定化させようとするもの。行政評価基本法案とは、国の会計制度への企業会計方式の導入、および、国の行う政策を評価する制度の創設を目的としたもの。消費者契約法とは、消費者に契約取り消し権を与えようとするもの。なお、朝日新聞の記事検索（2000年6月30日・期間無指定で検索）によると、各法案の報道状況は以下の通り。は7件（5件が99年12月～2000年2月）。は0件。は3件（全て98年5～6月）。は10件（2000年3月中に4件）。

引用文献

- Schuman,H.& Presser,S., 1980, Public opinion and public ignorance:
The fine line between attitudes and nonattitudes.
American Journal of Sociology,85-5, 1214-1225.
Young,M.L., 1992, Dictionary of polling:
The language of contemporary opinion research. Greenwood press.